

京都市区行政連絡協議会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第113号

京都市区行政連絡協議会規則の一部を改正する規則

京都市区行政連絡協議会規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第8号を次のように改める。

(8) 上下水道局営業所長

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(文化市民局市民生活部区政推進課)